

令和 7 年度第 1 回岡山県開発審査会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 4 月 15 日（火） 15:10～15:50
- 2 場 所 ピュアリティまきび（会議室名：白鳥）
- 3 出席者 岡山県開発審査会 会長 他 5 名
事務局 5 名
以下、令和 7 年 2 月 27 日付け審査請求に係る口頭審理のみ参加
通訳 1 名
(処分庁)
岡山県土木部都市局建築指導課 2 名
(審査請求人)
審査請求人 1 名
補佐人 1 名
(傍聴人) 1 名

4 議 事（公開部分のみ表示）

令和 7 年 2 月 27 日付け審査請求に係る口頭審理

5 議 事 録（公開部分のみ表示）

15:10 口頭審理開始

（審査請求人、処分庁、通訳、傍聴人（1 名）が入室）

【事務局】

傍聴人への注意事項説明。

審査請求人の本人確認。身分証明書により本人であることを確認した。

録音することへの了承をとった。

【会長】

審査請求人から審査請求書、反論書について補足することがあれば発言すること。

【審査請求人】

(通訳を介して発言)

補佐人に全て任せているので補佐人に発言してもらう。

【会長】

処分庁から反論書について意見はあるか。

【処分庁】

弁明書に記載のとおりである。

今回の反論書を含めて意見はない。

15:20（補佐人到着）

【事務局】

補佐人の本人確認。身分証明書により補佐人本人であることを確認した。

【会長】

補佐人から意見、補足があるか。

【補佐人】

第一種特定工作物に該当する特定工作物は、埃や騒音などで周辺の環境を悪化させるおそれのある工作物として、都市計画法第4条第11項に規定されたクラッシャープラントや、コンクリートプラント、アスファルトプラントなどの施設である。埃や騒音など、環境に対して大きく悪影響を及ぼす恐れがあるようなものであると定義されていると認識している。

この度、このような一定の基準以上の出力のものを解体して、いわゆる除却を行って、現在は鉄の塊になっている。

また、令和5年5月1日以降は建築物、特定工作物は使用をしていない。

火災の原因は、プラントを稼働したことによるものではなく、ストックに混入していたリチウムイオン電池が自然発火したものと考えている。

令和6年12月13日の現地立ち入り検査では、解体済であったし、特定工作物は電気供給配線も切断撤去しており、解体をしていた。振動選別機（分離機）も取り外して解体しており、破砕機は使用できない状態である。

よってプラントではなく、動力源のない破砕機がそのまま放置されている状態である。

県による立ち入り検査の結果は建築物解体後の鉄骨と破砕機を場外へ出していないので除却が完了していないということであり、都市計画法による命令の看板が設置されたが、当方は建築物も特定工作物も解体している認識である。

辞書等より、「除却」とは「解体」を意味するものである。

「除却」とは固定資産を取り壊したり、廃棄することをいう。

各自治体においても解体に関する情報を出す場合は「除却」という言葉を用いることが多くなっている。

必要なくなった固定資産は除却処理を行い、帳簿から取り除かれている。

公的権力の濫用とまでは認識していないが、行政指導を行った県担当者の認識の錯誤ではないのかと思っている。

当方は命令に従い、解体を行ったのに認められないのは受け入れ難い。

（特定工作物を）捨て去るまでのことはしなくて良いのではないかと。

大切な機械ではあるが、プラントとしては機能しないよう、今は現場に置いている状態である。

しかるべき時には売却・移転することは考えてはいる。

【会長】

補佐人の発言に対し、ご意見、ご質問等あるか。

【委員】

命令書が出されるまでに5回の指示書が出ている。指示書には法律違反について記載があったが、法律違反をしていることの認識はあったか。

【補佐人】

指示はある意味では従っているし、プラントを稼働しないようにということ、6m以上の接道がないということから、早くどうにかしないといけないということで、津山市の別の場所への移転も模索したが、都市計画区域内であり、地元の同意が得られなかったため断念した。私（補佐人）の会社が持っていた都市計画区域外の土地にプラント施設を作っている。ここに請求に係る破砕機を持って行くことは考えていないが、整理ができたときは破砕機はそちらの隅に置いて、

必要とする人があれば売却しても良いかと考えている。

ですので指示には従ったつもりではある。

【会長】

補佐人の発言に対し、審査請求人から補足はあるか。

【審査請求人】

(通訳を介して発言)

本件土地に置いた工作物は第一種工作物ではない、単純な破砕機だと思っていて、今すぐどこかに移転するのは難しいので時間をもらい、適切な場所が見つかったら持って行くということでしょうか。

【会長】

先ほどの審査請求人の発言は補佐人の内容と同じ趣旨と捉えたが良いか。

【補佐人】

命令の前に行政指導を受けた。行政指導は強制ではない。破砕機を稼働してはいけないということについて、飲み込み難いところがあった。

破砕機を稼働させないということを守らないといけず、すぐに止めろと言われたが、来年の4、5月までは火災の後処理を環境に良い形で片づけるためにどうしてもこの機械をもう少し稼働させようということでした承をもらい、やらせていただいたことで、かなりのものが片付いた。その後は産業廃棄物として相当の費用をかけて場外へ持ち出した。

ということで善処はしているし、指導に逆らうつもりはない。

【委員】

審査請求人から2度是正計画書が提出されているが、今、是正計画書は持っているか。

【補佐人】

持っていない。

【委員】

令和5年4月27日(2度目)の是正計画書にて建築物1、2のうち建築物1について鏡野町下原へ移転する計画とされていた。この移転計画について、現在履行されていない理由は。

【補佐人】

鏡野町下原の山林を買って、そちらへの移転を開発のコンサルに頼んで粛々と計画していた。しかし、地元との会合にて、こういうところにこういうものを作られたら困るし、火災を起こしているのではないかと。大変なことになる心配があるので地元としては同意は承諾しかねるということで丁重に断られたため、断念した。計画はしていたし、350万ほどの支払いをしてなんとか計画を進めようとした。私(補佐人)も70万ほどで山を開発するための木を切る仕事を受けていた。全部で400万少々程度の費用がかかったが、適地ではないということで断念した。

【委員】

4月10日に物件送付をし、建築物・特定工作物を解体済で今の土地の全体の状況について状況写真を提出されているが、審査請求人の見解では、これが命令に従った状態であると考えているということか。

【補佐人】

まず、建築物は撤去している。鉄骨はそこに積んでいるが、解体はしている。

また、こちらの見解ではプラントとしてはもう成り立っていない、単体の破砕機が放置（保管）されている。これが使える状態ではない。今の段階までは頑張って何とか解体を行ったと自負している。

【会長】

今までの話を聞いた上で処分庁から意見等はあるか。

【処分庁】

県からの主張は弁明書に記載したとおりであって、追加はない。

【委員】

処分庁へ質問。

指示書交付や立ち入り検査等何度か行っているが、直接審査請求人に会ったことはあるか。

【処分庁】

本日出席している処分庁側の2名については対面したことはない。人事異動があるため。

ただ、現地で当方の担当者と審査請求人ではやりとりはしている。

【委員】

直接除却について具体的に説明したことはあるのか。

【処分庁】

担当からの報告では、審査請求人と直接というよりは日本語が伝わりやすい補佐人とやりとりしている。県が出している除却命令の意味は解体だけでは駄目であると伝えている。

【委員】

物件として現況写真が3枚提出されているが、これは令和6年8月に対面で是正状況を確認した時の状況から進捗しているのか。

提出された写真の状況では処分庁の考える除却に合致しているのか。

【処分庁】

物件として提出された写真について、現在の現地の状況は県では把握できていない。

命令期限を3月4日にしており、命令の履行について3月4日以降に現地確認をしに行く予定にしていたが、その直前で審査請求が提出されたため、12月13日以降に県は現地確認をしていない。

【委員】

令和6年8月7日に対面で是正状況を確認したとのことだが、その時には建築物を除去していないことを確認したということが記載されてあるが、その時の状況と物件写真の状況とはかなり違う状況なのか。

令和6年8月7日でも良いし、令和6年12月13日に看板を設置するために行った時と比べてどうか。

【処分庁】

12月13日、看板を立てに行った際には明らかに建屋を解体した鉄骨が無造作にそのまま現地に解体した時のままという状況であった。現在の現地の状況は確認していないが、物件写真を見る限り鉄骨がそのままバラされた状態は見られないので変わっていると思われる。

ただし、実際、県は現在の状況を確認していないのでどれほど変わったのかは分からない。

【会長】

時間がきたので締めに入る。審査請求人並びに補佐人、何か最後に述べることはあるか。

【補佐人】

我々はどこまでいってもプラントとかそういう施設を第一種特定工作物であると、そして、行政指導を受け取る時に来られている担当者方々は、そうじゃない、これがあるだけで駄目なんだという認識の違いがあり、看板を設置された時にも強く異論を言った。それも聞き入れてもらえなかったもので、私たちもおかしいのかなと思いつつも、元々そういう不法なこと、違法なことをやっているのだから、とにかく目障りだから除去してどこかに捨て去るか、消し去って場内から無くさないといけないということに我々は残念であるし、説明のしようがない。

改善を求めても、それ以上のことはないのでとても不満をもっている。

いつまでもそこに置いておこうとも思っていないし、来るべき時にどこかに売却したりもするが、動かすだけでも何十万もかかるようなことなので、だからもうこの物体だけはあのままちょっと置かせてもらえないかというのが願いである。

【会長】

以上をもって口頭審理を終了とする。

裁決については審査会にて慎重に審査させていただく。

後日、裁決書を審査請求人と処分庁双方に送付させていただく。

15 : 50 口頭審理終了